

# 豊島区建設工事等指名競争入札実施要綱

平成23年3月17日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区が発注する建設工事等における指名競争入札の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11から第167条の13及び豊島区契約事務規則（昭和39年豊島区規則第24号。以下「規則」という。）第34条から第38条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 土木工事、建築工事及び設備工事（この号において「建設工事」という。）並びに建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造をいう。
- (2) 指名競争入札 政令第167条の11から第167条の13及び規則第34条から第38条の規定に基づき、入札に参加する者を選定のうえ指名して行う入札をいう。
- (3) 資格審査サービス 規則第2条第7項に規定する情報処理システムをいう。
- (4) 電子入札サービス 規則第2条第8項に規定する情報処理システムをいう。
- (5) 入札情報サービス 規則第2条第9項に規定する情報処理システムをいう。
- (6) 電子入札案件 規則第2条第10項に規定する契約案件をいう。

(対象工事)

第3条 指名競争入札に付することができる建設工事等は、予定価格130万円以上から250万円未満のものとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、指名競争入札によらないことができる。

(入札参加資格要件)

第4条 指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号のいずれの要件にも該当するものでなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第34条で準用する規則第5条第1項の規定に基づき区長が定める参加資格を有すること。
- (3) 資格審査サービスに登録されていること。

- (4) 規則第 34 条第 1 項で準用する規則第 7 条の規定に基づき区長が特別に参加資格を定めた場合にあっては、当該参加資格を有すること。
- (5) 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づく入札の参加停止措置及び指名停止措置又は豊島区暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 3 月 6 日総務部長決定）第 3 条の規定に基づき入札参加除外措置を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めた場合は参加資格を有するものとみなす。

（指名業者の選定）

- 第 5 条 区長は、指名競争入札を実施する場合は、規則第 2 条第 7 項に規定する資格審査サービスに登録されている者の中から選定する。
- 2 前項の選定は、豊島区建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成 23 年 3 月 17 日総務部長決定）に基づき行うものとする。
- 3 指名競争入札の指名業者数は、5 社以上とする。ただし、契約の種類、内容若しくは性質又は業者の登録状況等により 3 者以上とすることができる。
- 4 区長は、指名競争入札を実施しようとする場合において特に必要と認める場合には、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず選定することができる。

（指名の通知）

- 第 6 条 区長は、前 2 条の規定に基づき指名競争入札に参加させる者を選定したときは、資格審査サービスにより通知するものとする。

（指名の取消し）

- 第 7 条 区長は、入札参加予定者が第 4 条に掲げる要件について不備が生じたときは、当該指名を取消すものとする。

（予定価格）

- 第 8 条 指名競争入札により発注する建設工事等の予定価格は、事後公表とする。

（現場説明会）

- 第 9 条 区長は、入札参加者に対しての現場説明会は実施しないものとする。

（設計図書等の取得）

- 第 10 条 指名競争入札に係る設計図書等は、電子入札サービス又は区長が指定する方法により取得しなければならない。
- 2 区長は、入札参加予定者が、前項の規定による設計図書等の取得をしなかったことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(質疑応答)

第 11 条 設計図書等の内容に関する質疑応答は、電子入札サービスにより当該対象工事について行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第 12 条 区長は、必要があると認めるときは、入札参加予定者に対して積算内訳書の提出を義務付けることができる。

(入札参加の取消し)

第 13 条 区長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札参加を取消すものとする。

- (1) 第 4 条に掲げる要件について不備が生じたとき。
- (2) 前条の規定により提出された電子データ又は書類に虚偽の記載があったとき。

(入札の方法)

第 14 条 指名競争入札は、電子入札サービスにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象案件を電子入札案件としない場合は、郵送その他の方法により行うものとする。

(入札の無効)

第 15 条 規則第 38 条で準用する規則第 22 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当した入札は、これを無効とする。

- (1) 資格審査サービスへの登録時に代理人を設定している場合において、代理人以外の者が行った入札
- (2) 区長が積算内訳書の提出を求めた事案において行った入札で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 区長が指定した積算内訳書を提出しない場合
  - イ 白紙の積算内訳書を提出した場合
  - ウ 提出された積算内訳書の項目が区長の指定と異なる場合
  - エ 積算内訳書の金額が入札金額と異なる場合
- (3) 金額の表示を改ざんし、又は訂正して行った入札
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(参加の辞退)

第 16 条 入札参加予定者は、入札が完了に至るまでは、いつでも当該入札への参加を辞退することができる。

2 入札参加予定者は、入札への参加を辞退したときは、その旨を区長に申出るものと

する。

- 3 前項の規定により入札への参加を辞退した入札参加予定者は、辞退したことを理由として以後の入札等に不利益な取扱いを受けない。

(開札の立会い)

第 17 条 指名競争入札の開札に当たっては、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事を電子入札案件としない場合は、入札参加者のうち 2 者以上を立ち合わせるものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、政令第 167 条の 13 で準用する第 167 条の 8 第 1 項の規定により職員を立ち合わせるものとする。

(入札の回数等)

第 18 条 前条の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、原則として 2 回とする。
- 3 初度の入札に参加した入札参加者のうち、当該入札が第 13 条の規定により無効となった者、又はあらかじめ最低制限価格を設けて行う競争入札において最低制限価格より低い価格の入札を行った者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の中止等)

第 19 条 区長は、入札参加資格者に不正行為があると認められるとき又は公正な入札が執行できないと認められるときは、次の各号に掲げる措置を実施する。

- (1) 不正行為があると認められる入札参加資格者を除いた入札の実施
- (2) 入札の延期又は中止

(入札結果)

第 20 条 指名競争入札の落札者には、電子入札サービスにより、落札した旨を伝えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスによらない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(入札経過の公表)

第 21 条 指名競争入札の経過については、入札情報サービス及び契約課窓口において公表を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札サービスによらない場合は、電話その他の方法により落札した旨を伝えるものとする。

(委任)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。